

第2回 富士市こどもの権利条例策定懇話会

意見の視点

1 「子ども」「権利」「義務」とは

- そもそも対象となる子どもとは
- 「権利」とは何なのか
- 「わがまま」と「権利」は違うのか
- 「子どもの権利」に対応する「義務」とは何なのか

2 条例に盛り込むべき「子どもの権利」とは

- (1) 子どもの権利条約では、大きく4つの権利について定めている。
 - ・「生きる権利」
 - ・「育つ権利」
 - ・「守られる権利」
 - ・「参加する権利」
- (2) 子どもの権利条約の一般原則
 - ・子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
 - ・子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
 - ・差別の禁止（差別のないこと）
- (3) 本市の条例に盛り込むべき子どもの権利とは

3 子どもの権利（条例）との向き合い方はどうあるべきか

- (1) 「家庭」「学校」「地域」「子育て関係施設」「NPO法人」などの、子どもの権利（条例）との向き合い方はどうあるべきか

4 各主体の責務についてどう捉えるか

- (1) 子どもの権利を保障するために、親・保育士・教職員・子育て支援員・子育て施設の管理者・企業などにはどのような責務が求められるのか